

○「特別訓練章」の制定について

〔昭和 5 5 年 6 月 2 1 日〕
甲通達（教・務）第 3 6 号

この度、柔道・剣道・逮捕術・けん銃・駅伝の術科特別訓練員の「特別訓練章」を制定したので運用上誤りのないようになされたい。

記

1 制定の趣旨

柔道・剣道・逮捕術・けん銃・駅伝の術科特別訓練員の「特別訓練章」を制定し、訓練員に常時これを着装させることによって、その誇りと自覚を高め、強固な団結心と切磋琢磨による技術の向上を図り、各種大会において優秀な成績を収めさせる等、警察術科の振興と警察士気の高揚に寄与することを目的とする。

2 着装の根拠

山梨県警察官の服制および服装に関する訓令第 9 条第 1 5 号を準用して特別訓練章を着装するものとするが、当面本通達により運用するものとする。

3 特別訓練章の制式

別紙のとおり

4 着装の方法

- (1) 特別訓練章は特別訓練員の指定の際各人に交付し、特練員指定期間中着装するものとする。
- (2) 特別訓練章は制服着用時、常時上衣の右胸に着装する。なお、私服着用時にも着装することができる。

5 施行期日

この通達は、昭和 5 5 年 7 月 1 日から施行する。

別紙 略